

令和6年能登半島地震におけるDWAT活動の特徴

- ① **災害福祉支援ネットワーク中央センター**が調整役を担った
 - ・ 地元を支えるために必要な視点（被災地、被災者への支援）
 - ・ 47都道府県全てのDWATが活動に参加（活動経験のある県が初派遣の県をサポート）
- ② **保健医療福祉調整本部**との連携が活動の鍵となった
 - ・ 石川県庁に設置された調整本部と県DWAT本部の連携・調整
 - ・ 各地域に設置された地域調整本部と活動チームの役割調整
- ③ **フェーズの変化に合わせた柔軟な活動展開**が必要となった
 - ・ 避難生活の長期化にともなう避難者の退所、避難所の閉所に向かう際、状態変化に合わせた活動の縮小、代替等
- ④ **災害時の福祉支援活動の整理**が求められた
 - ・ 施設等への介護職員応援派遣、被災高齢者等把握事業による在宅訪問、被災者見守り・相談支援事業による仮設住宅等への見守りやささえあい活動とDWATの役割の違い

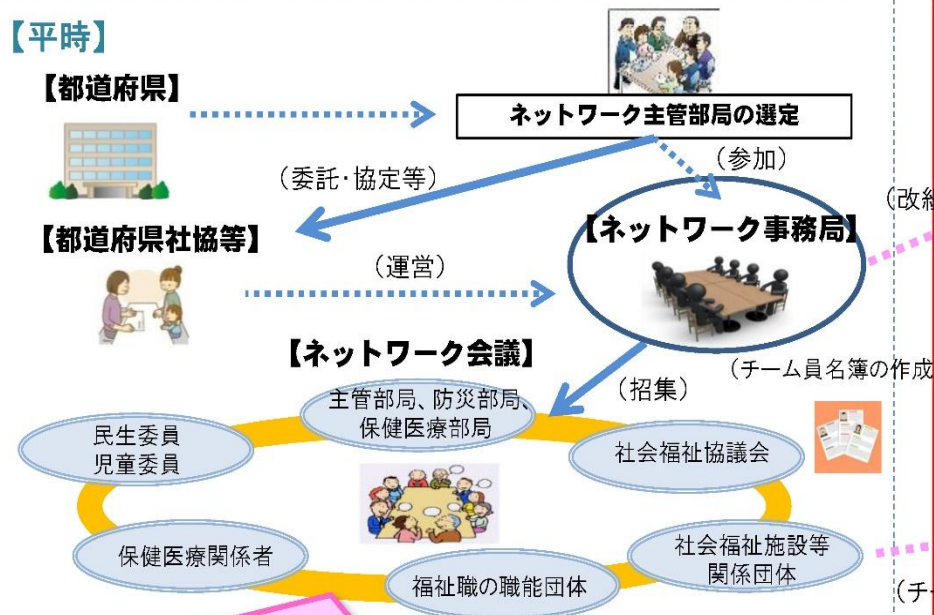
Ⅰ．災害福祉支援ネットワークと 災害派遣福祉チーム（DWAT）について

「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」の概要

(平成30年5月31日付け社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知)

- 近年の災害においては、高齢者や障害者、子ども等の地域の災害時要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあり、これら災害時要配慮者の避難生活中における福祉ニーズへの対応が喫緊の課題となっている。
- このような状況を踏まえ、災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、各都道府県において、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成するとともに、一般避難所へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」の構築に向けた取組を推進するためのガイドラインを策定する。

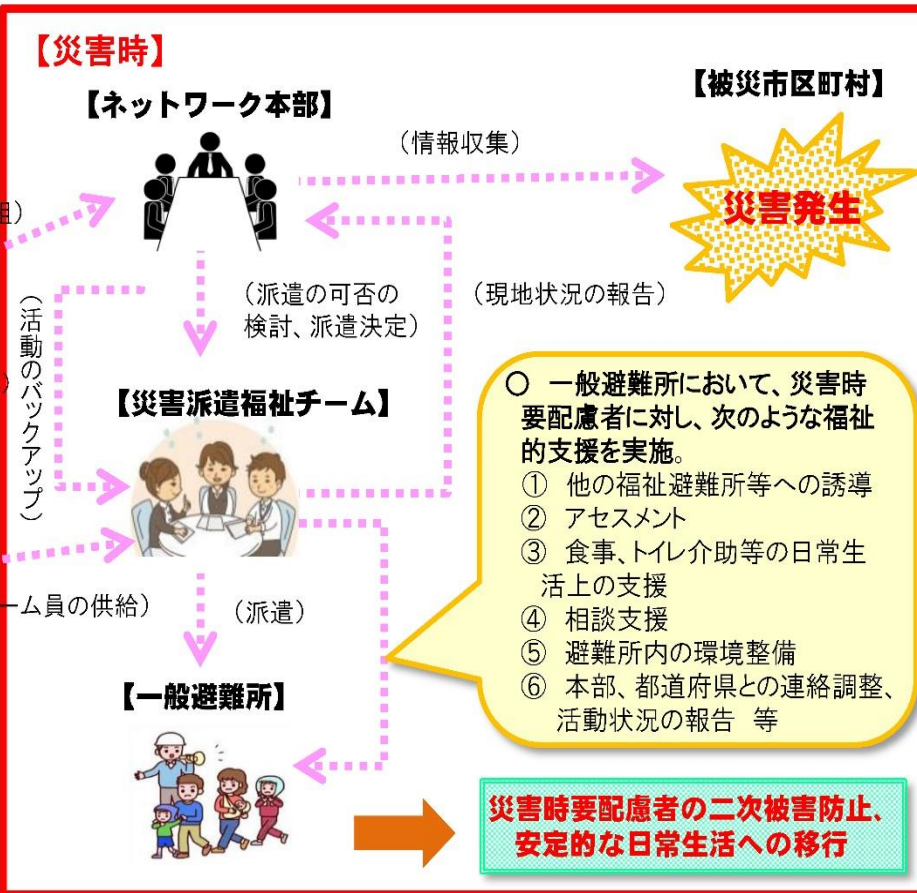
【平時】



○ ネットワーク会議を活用し、災害時における活動内容等をあらかじめ整理。

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ① チーム組成の方法、活動内容 | ⑤ 費用負担 |
| ② チームの派遣決定及び情報収集の方法 | ⑥ 保健医療関係者との連携 |
| ③ 災害時における関係者の役割分担 | ⑦ チーム員に対する研修・訓練 |
| ④ 災害時における本部体制の構築 | ⑧ 住民に対する広報・啓発 等 |

【災害時】



○ 一般避難所において、災害時要配慮者に対し、次のような福祉的支援を実施。

- ① 他の福祉避難所等への誘導
- ② アセスメント
- ③ 食事、トイレ介助等の日常生活上の支援
- ④ 相談支援
- ⑤ 避難所内の環境整備
- ⑥ 本部、都道府県との連絡調整、活動状況の報告 等

災害時要配慮者の二次被害防止、安定的な日常生活への移行

※ 上記は、あくまで標準的な在り方であり、都道府県の実情を踏まえつつ、ネットワークで検討の上、必要な変更を加えていくことが期待される。

「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」の構成

1. 各都道府県における災害福祉支援ネットワーク構築の目的について

2. 各都道府県におけるネットワーク主管部局の選定について

3. 平時におけるネットワーク事務局の設置等について

(1) ネットワーク事務局の設置

(2) ネットワークの構成員

(3) 平時における災害福祉支援ネットワークの活動内容

- ① チームの組成の方法、災害時のチームの活動内容等
- ② チームの派遣決定及び情報収集の方法
- ③ 災害時における構成員の役割分担
- ④ 災害時における本部体制の構築
- ⑤ 費用負担
- ⑥ 保健医療関係者との連携
- ⑦ チーム員に対する研修・訓練
- ⑧ 受援体制の構築
- ⑨ 住民に対する広報・啓発

4. 災害発生時における活動内容等について

(1) 本部の機能・役割

- ① 本部の設置
- ② チームの派遣要否の検討
- ③ チームの派遣決定
- ④ 活動計画の策定
- ⑤ チームの活動支援
- ⑥ チームの派遣終了の決定
- ⑦ 活動終了後の振り返り等

(2) チームの活動内容

- ① 福祉避難所等への誘導
- ② 災害時要配慮者へのアセスメント
- ③ 日常生活上の支援
- ④ 相談支援
- ⑤ 一般避難所内の環境整備
- ⑥ 本部、都道府県との連絡調整、状況等の報告
- ⑦ 後続のチームへの引継ぎ
- ⑧ 被災市区町村や避難所管理者との連携
- ⑨ 他職種との連携
- ⑩ 被災地域の社会福祉施設等との連携

5. 市区町村の責務について

6. その他の留意事項について

- (1) 保健医療分野を含めた一体的な支援体制の整備等
- (2) 広域的な災害の場合の取扱い
- (3) 被災した社会福祉施設等の事業継続
- (4) 「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」の活用
- (5) 「災害時の福祉支援の在り方と標準化に関する調査研究事業報告書」の参照



群馬県災害福祉支援ネットワーク（県・県社協・23関係団体による協定）

- ①施設間相互応援 → 災害時における利用者の安全確保及び施設の事業継続支援の仕組み
- ②災害派遣福祉チーム → 福祉専門職チームにより避難所等での福祉支援を実施する仕組み

群馬県災害福祉支援ネットワーク構成団体

災害派遣福祉チーム派遣協定締結団体

施設間相互応援協定締結団体

- 群馬県社会福祉法人経営者協議会
- 群馬県老人福祉施設協議会
- 群馬県身体障害者施設協議会
- 群馬県知的障害者福祉協会
- 群馬県精神障害者社会復帰協議会
- 群馬県社会就労センター協議会
- 群馬県救護協議会
- 群馬県保育協議会
- 群馬県児童養護施設連絡協議会
- 群馬県乳児福祉協議会
- 群馬県母子生活支援施設協議会
- 群馬県
- 群馬県社会福祉協議会

（H28.3.29付協定締結 13団体）

- 群馬県社会福祉士会
- 群馬県介護福祉士会
- 群馬県精神保健福祉士会
- 群馬県介護支援専門員協会
- 群馬県ホームヘルパー協議会
- ぐんま子育て支援センター連絡会
- 群馬県医療ソーシャルワーカー協会

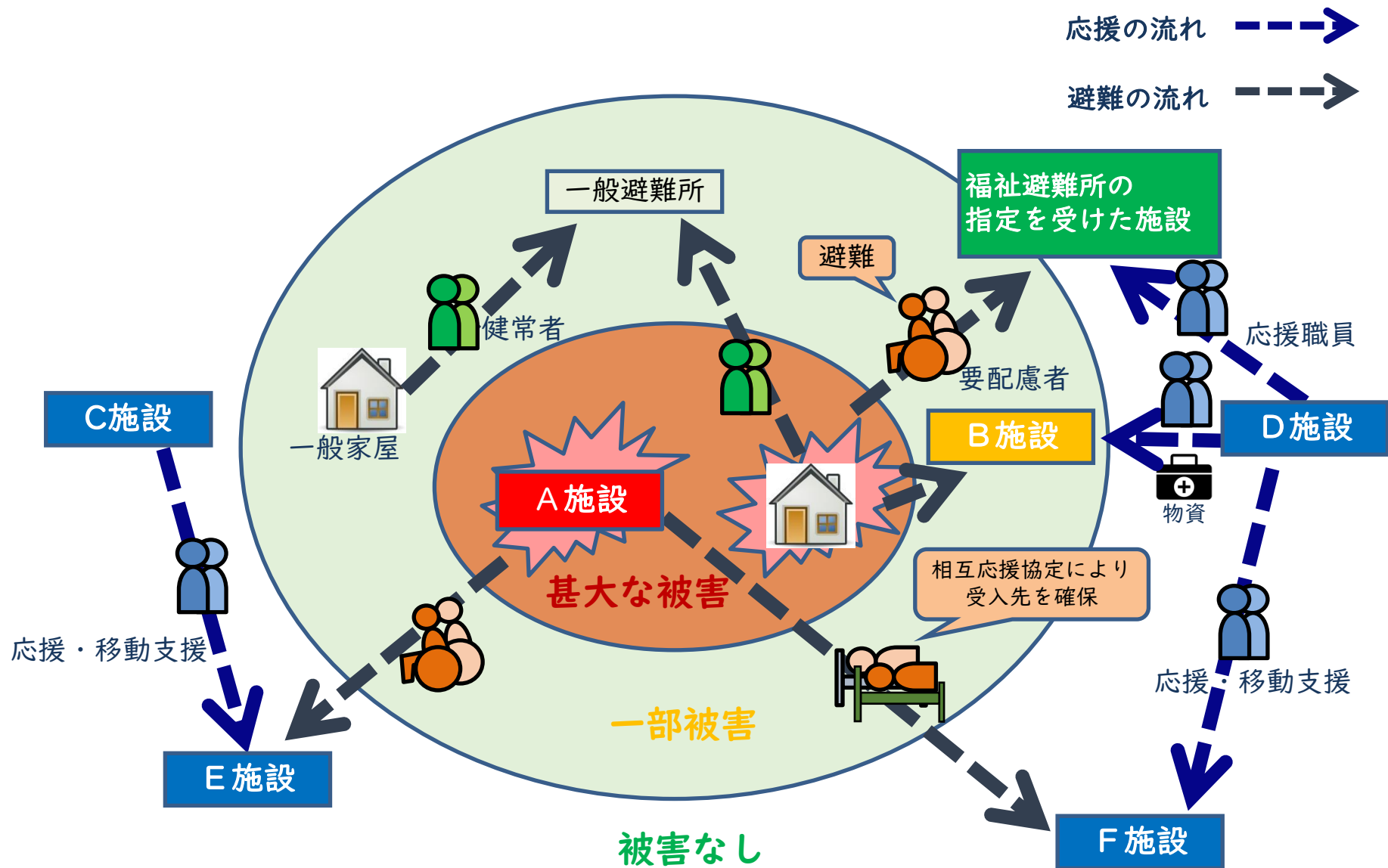
地域福祉課（NW担当）、健康福祉課（保健医療福祉調整本部担当）、介護高齢課（高齢担当）、障害政策課（障害担当）、こども・子育て支援課（保育担当）、児童福祉課（社会的養護担当）、危機管理課（防災担当）

（H29.3.29付協定締結 19団体）
（H30.4.24付協定締結 1団体）

- 群馬県市長会
- 群馬県町村会
- 群馬県地域包括・在宅介護支援センター協議会

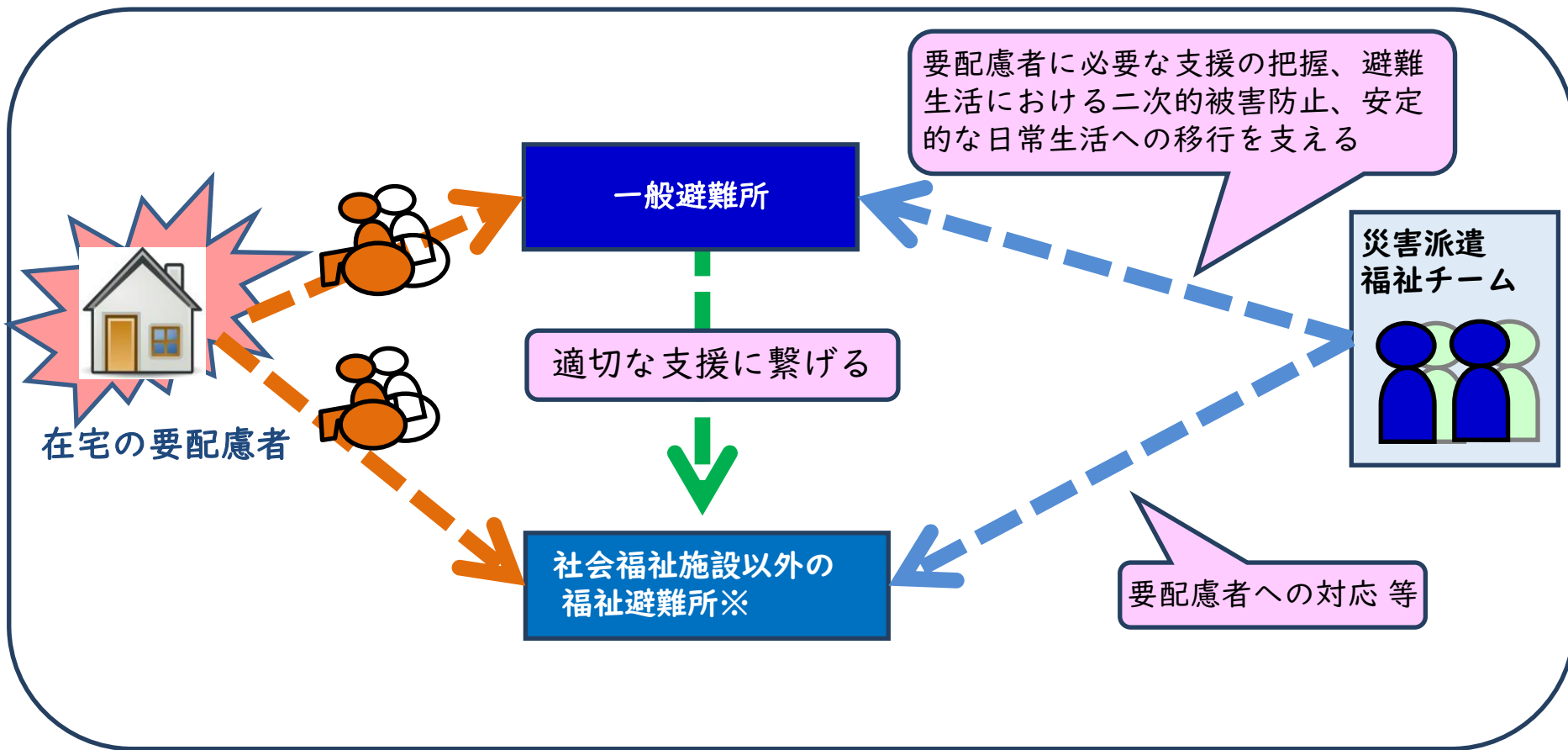
（23団体）

機能①～福祉サービス継続支援の仕組み「施設間相互応援」



★年1回、協定に基づく訓練を実施

機能②～DWA Tによる「要配慮者支援」



※福祉避難所に指定されている社会福祉施設では、施設間の相互応援協定(H28.3.29締結)により、応援職員の派遣等を受ける。

- ★年1回、県総合防災訓練等にて一般避難所への派遣訓練を実施
- ★年1回、福祉避難所モデル訓練を実施

①施設間相互応援（H28.3.29協定締結）

- 〈災害時〉・福祉サービス継続のための人的・物的支援体制の整備
・福祉避難所運営支援（福祉避難所指定の福祉施設）
- 〈平時〉・相互応援協定に基づく訓練（応援・受援）
・事業継続計画（BCP）策定・見直し
・事業継続マネジメント（BCM）の実施
・市町村、保健所、DWATと連携した福祉避難所運営訓練

②災害派遣福祉チーム（H29.3.29協定締結）

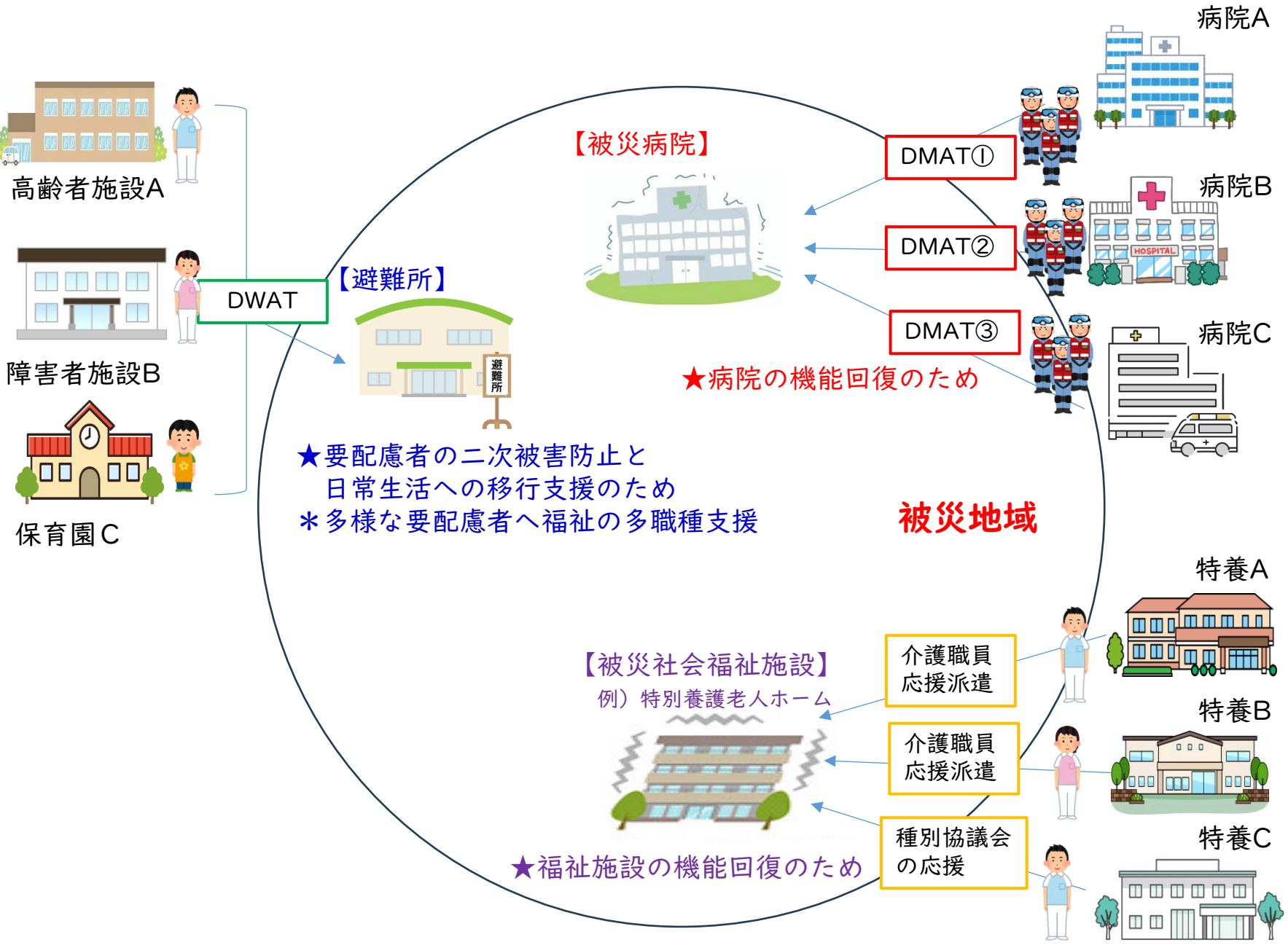
- 〈災害時〉・保健医療と福祉が連携した避難所支援活動
・福祉避難所運営支援（福祉施設以外の福祉避難所を含む）
- 〈平時〉・DWAT養成等にかかる各種研修会（登録、養成、スキルアップ等）
・DWAT派遣シミュレーション
・保健医療等関係団体と連携した研修や訓練
・市町村と連携した避難所運営訓練（要配慮者対応）
・市町村、保健所、福祉施設等と連携した福祉避難所運営訓練

③福祉避難所への支援（上記①と②の運用）

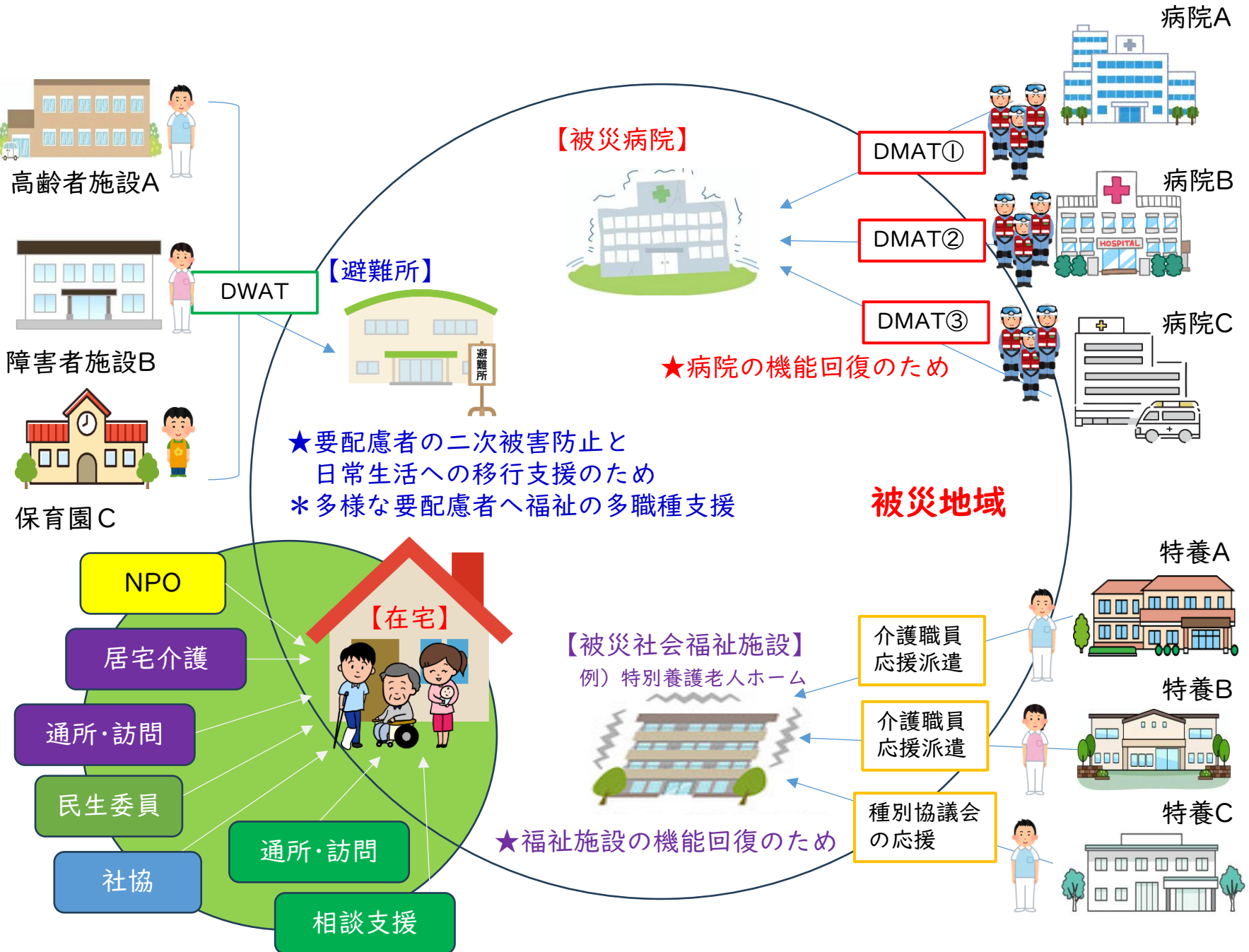
- ・R4に検討会準備会を設置し、R5にモデル訓練を計画・実施
 - ・福祉防災アドバイザーとして、運営支援者の養成開始
（経営協、介士会、老施協、身障協、知協、精社協の6団体に協力を依頼）
- ※福祉避難所の支援は、前述の①、②の双方のスキームで対応が可能。

④在宅避難者等への支援アプローチ（R6より検討開始）

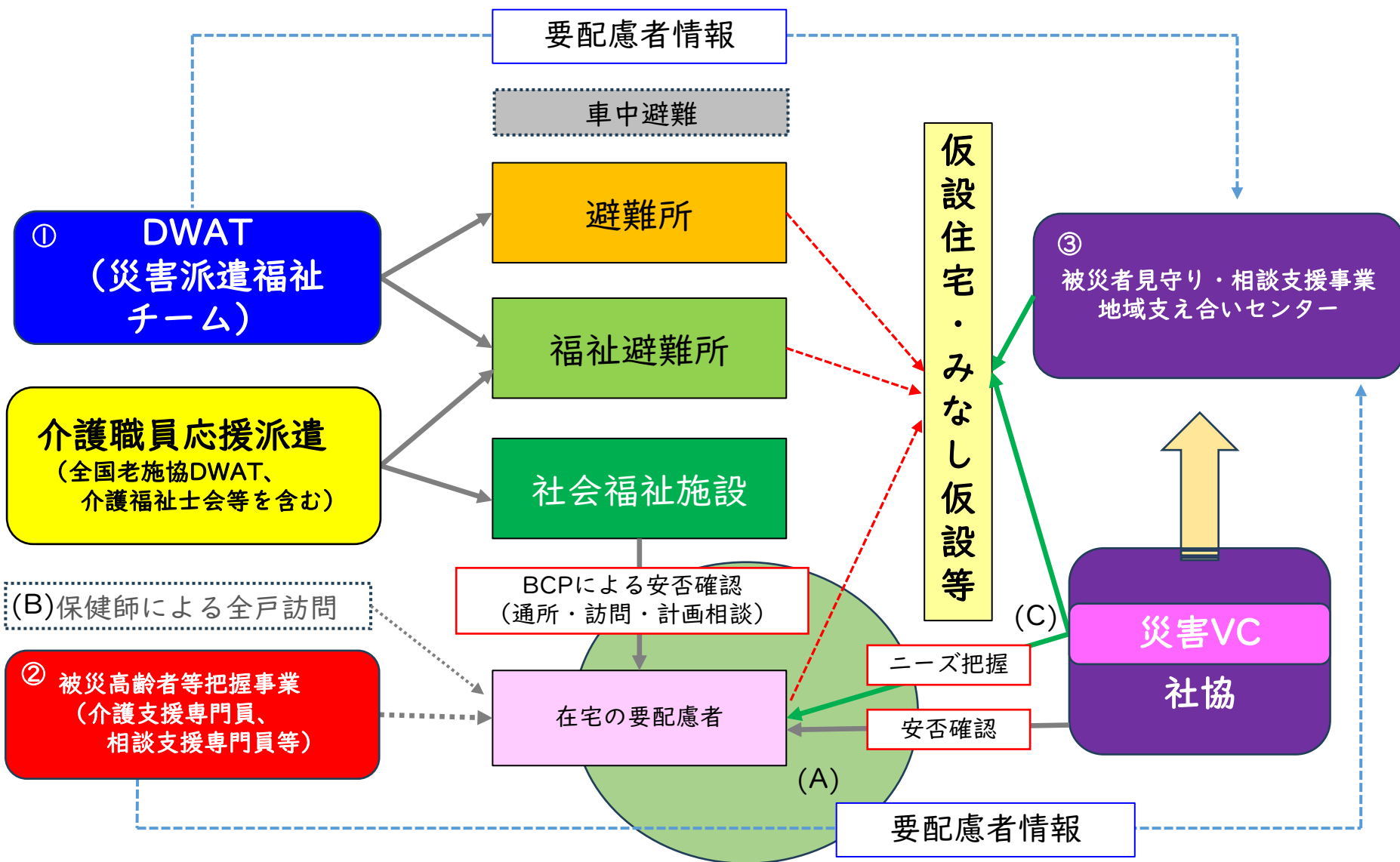
●DWAT等福祉支援活動イメージ（DMAT活動との相違点）



●災害時の福祉支援活動の整理に向けて（在宅福祉支援の既存の動き）



〈参考〉 災害時の福祉支援活動の展開イメージ



※福祉専門職が関わる支援体制として、DWATによる避難所での要配慮者への相談支援①、介護支援専門員や相談支援専門員等による在宅のアウトリーチでの相談支援②から、地域支え合いセンター③へと切れ目なく支える体制づくりが重要。

※一方で、在宅要配慮者等の安否確認の集約情報の整理等のルール化（Ａ）、その後、保健師の全戸訪問（Ｂ）、災害VC等による生活再建へ向けたヒアリング（Ｃ）、被災高齢者等把握事業によるアウトリーチ②の連携体制を構築していく必要がある。 11

災害時の福祉支援活動にかかるプラットフォームの本部機能等（補足）

災害福祉支援センターの所管

災害VC

生活福祉資金
特例貸付

介護職員応援派遣
（福祉施設支援）

DWAT派遣
（避難所支援）

NW中央センター所管